

産業廃棄物安定型最終処分場
第三期整備事業（最終処分場の拡張）

環境影響評価書
【縦覧版】

令和8年6月

株式会社 IWD栃木

はじめに

本書、「環境影響評価書（以下「評価書」という。）」は準備書の段階で寄せられた意見を踏まえ、必要に応じてその内容を修正し環境アセスメントを確定させる図書です。

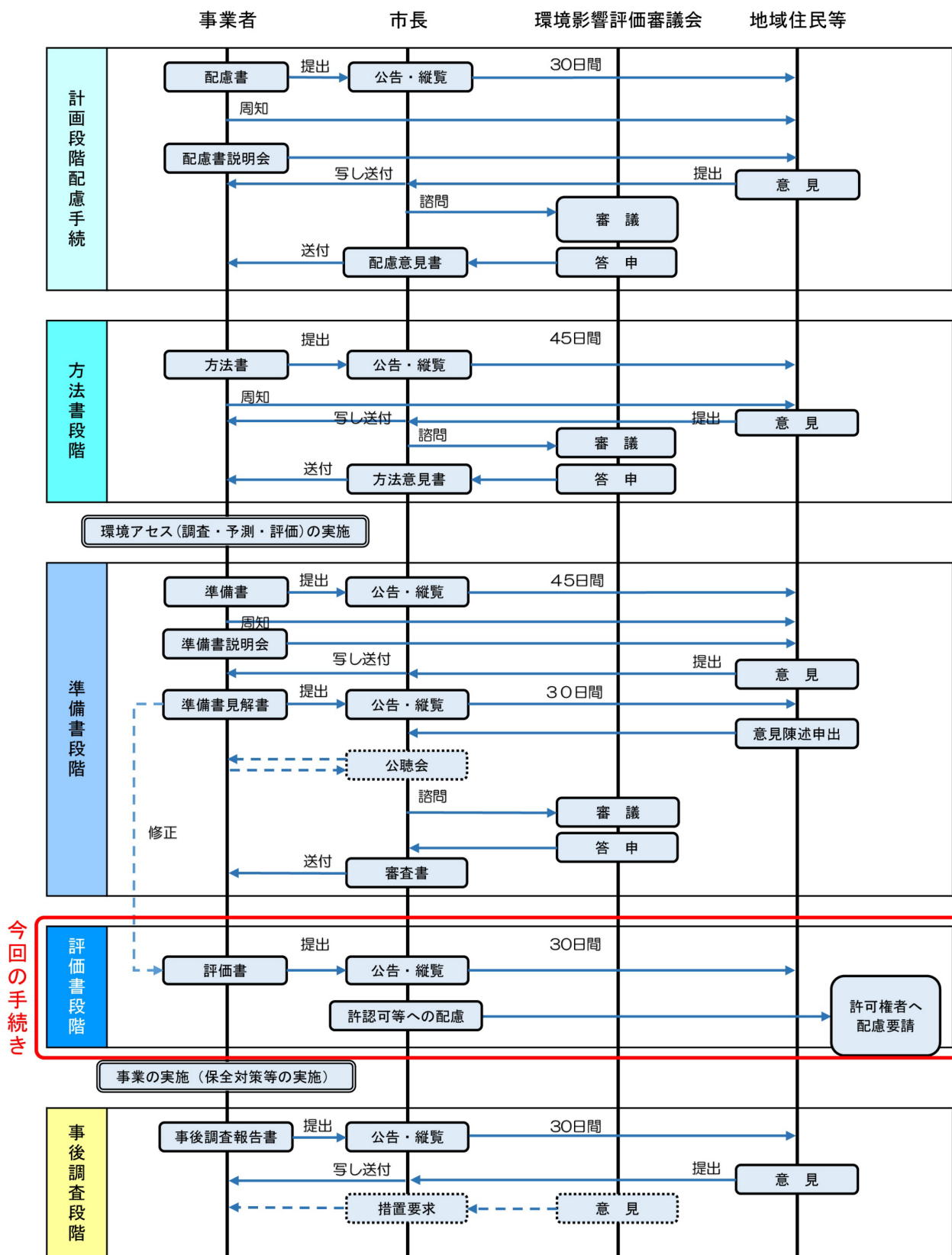
本書は、那須塩原市環境影響評価条例（令和２年 条例第47号）に基づく手続きであり、その環境影響評価※の流れは次ページに示すとおり５段階に大別されています。

今回の 手続き	配慮書	事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のために適切な配慮すべき項目の検討結果をまとめ、住民等から意見を聴くための図書
	方法書	配慮書をもとに、対象事業に係る環境アセスメントの項目及び環境要素ごとの調査・予測・評価の手法等についてまとめ、住民等から意見を聴くための図書
	準備書	環境アセスメントを実施した結果をまとめ、住民等から意見を聴くための図書
	評価書	準備書の段階で寄せられた意見を踏まえ、必要に応じてその内容を修正し環境アセスメントを確定させる図書
	事後調査 報告書	工事中及び事業等の運用中に実施した事後調査やその結果に応じて、講じた環境保全対策、効果が不確実な環境保全対策の状況等についてまとめた図書で、住民等から意見を聴くとともに、必要に応じて再調査を行うためのもの

※：環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが計画段階の配慮、調査・予測・評価、事後調査を行い、環境の保全に必要な措置を検討するとともに、その結果を公表して市民や専門家の意見を聴くことで、より良い事業計画を作り上げるための制度です。

那須塩原市環境影響評価条例に基づく手続きの流れ



目 次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地.....	1
第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容.....	3
2.1 事業の名称	3
2.2 種類及び規模	3
2.3 対象事業実施予定地の位置.....	3
2.4 対象事業の目的及び内容.....	8
2.4.1 事業の目的.....	8
2.4.2 事業の内容.....	9
2.5 対象事業の実施に当たり必要な許可、認可、免許その他これらに類する行為の種 類及び根拠となる法令、条例等.....	10
2.6 対象事業に係る施設及び工作物の構造又は配置並びに土地利用.....	10
2.7 事業の実施期間及び工法等の工事計画の概要.....	12
2.7.1 事業の実施期間.....	12
2.7.2 工法等の工事計画の概要.....	14
第 3 章 対象事業実施予定地及びその周囲の概況.....	17
3.1 自然的状況	17
3.1.1 大気環境の状況.....	17
3.1.2 水環境の状況.....	35
3.1.3 地形及び地質の状況.....	44
3.1.4 地盤及び土壌の状況.....	48
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	52
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況.....	78
3.2 社会的状況	83
3.2.1 行政区画	83
3.2.2 人口及び産業の状況.....	85
3.2.3 集落の状況.....	88
3.2.4 土地利用の状況.....	89
3.2.5 交通の状況.....	93
3.2.6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況.....	95
3.2.7 水域とその利用.....	98
3.2.8 上下水道等の整備の状況.....	100
3.2.9 各種開発計画等の策定状況.....	101

3.2.10 法令等による規制若しくは目標又は法令等により指定された地域その他の対象	102
3.2.11 関係法令等による規制状況のまとめ.....	132
第 4 章 第11条第 1 項の意見の概要.....	133
第 5 章 配慮書意見書に記載された市長の意見.....	135
第 6 章 前 2 号の意見についての事業者の見解.....	137
第 7 章 環境の保全の見地から配慮した内容.....	139
7.1 環境保全のための措置の基本的な考え方.....	139
7.1.1 工事の実施における環境保全措置.....	139
7.1.2 施設の存在・供用における環境保全措置.....	139
7.2 環境保全措置の検討結果の整理.....	140
第 8 章 第17条第 1 項の意見の概要.....	147
第 9 章 方法書意見書に記載された市長の意見.....	149
第 10 章 前 2 号の意見についての事業者の見解.....	151
第 11 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法.....	153
11.1 環境影響評価の項目の選定.....	153
11.2 環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法.....	158
11.2.1 大気質	158
11.2.2 地下水	161
11.2.3 騒音	163
11.2.4 振動	167
11.2.5 植物	171
11.2.6 動物	173
11.2.7 生態系	177
11.2.8 温室効果ガス.....	178
11.3 専門家からの意見の概要.....	180
第 12 章 環境影響評価の結果.....	183
12.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果.....	183
12.1.1 大気質	183
12.1.2 地下水	221
12.1.3 騒音	231
12.1.4 振動	253
12.1.5 植物	274
12.1.6 動物	288

12. 1. 7 生態系	342
12. 1. 8 温室効果ガス.....	357
12. 2 環境の保全のための措置.....	362
12. 2. 1 環境の保全のための措置の基本的な考え方.....	362
12. 2. 2 環境保全措置の検討結果の整理.....	363
12. 3 環境影響の総合的な評価.....	370
第 13 章 事後調査に関する事項.....	385
13. 1 事後調査の計画その他環境の状況を把握するための措置の内容.....	385
13. 1. 1 事後調査の検討.....	385
13. 1. 2 検討結果の整理.....	389
13. 2 事後調査の結果により環境影響が著しいものとなることが明らかになった場 合の対応方針	392
13. 3 事後調査結果の報告の時期.....	392
第 14 章 条例第24条第 1 項の意見の概要.....	393
第 15 章 条例第26条第 3 項の意見の概要.....	395
第 16 章 前 2 号の意見についての事業者の見解.....	397
第 17 章 審査書に記載された市長の意見.....	399
第 18 章 審査書に基づき変更した準備書の内容.....	401
第 19 章 環境影響評価を委託した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	403

【資料編】

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称： 株式会社 IWD栃木

代表者の氏名： 代表取締役 杉山 孝

主たる事務所の所在地： 栃木県那須塩原市細竹 3 番 1

(白紙のページ)

第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 事業の名称

産業廃棄物安定型最終処分場 第三期整備事業（最終処分場の拡張）

2.2 種類及び規模

本事業は、既設処分場と同様に産業廃棄物安定型最終処分場の設置（拡張）であり、処理する産業廃棄物は表 2.2-1に示す安定型 5 品目である。また、施設の規模等を表 2.2-2に示す。

表 2.2-1 処理対象とする廃棄物の種類

・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
・ゴムくず
・金属くず
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
・がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
※産業廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
※石綿含有産業廃棄物を含む旨の表示は平成18年10月 1 日以降の許可から適用。

表 2.2-2 施設面積等

		施設面積（㎡）	埋立面積（㎡）	埋立容量（㎡）	残容量（㎡）
既存区域	第一期	90,510.59	60,097	876,874	450,416.8
	第二期	42,028.75	34,237	560,073	
拡張区域	第三期	24,000	16,000	284,597.67	—
合 計		156,539.34	110,334	1,721,544.67	—

注：残容量は令和 7 年 8 月 29 日時点

2.3 対象事業実施予定地の位置

対象事業実施予定地は、那須塩原市と那須町の境界付近に位置する標高約470mの地域である。周辺には県道30号矢板那須線や那珂川、戸田水辺公園があり、対象事業実施予定地は牧草地である。既存区域は図 2.3-2に示すとおり、対象事業実施予定地の南西側の区域である。

対象事業実施予定地の位置：栃木県那須塩原市細竹字箭坪道（図 2.3-1参照）

対象事業実施予定地の現況：牧草地（図 2.3-2参照）

対象事業実施予定地の面積：24,000 ㎡（公簿地積）



図 2.3-1(1) 対象事業実施予定地の位置（広域）



図 2.3-1(2) 対象事業実施予定地の位置（詳細）

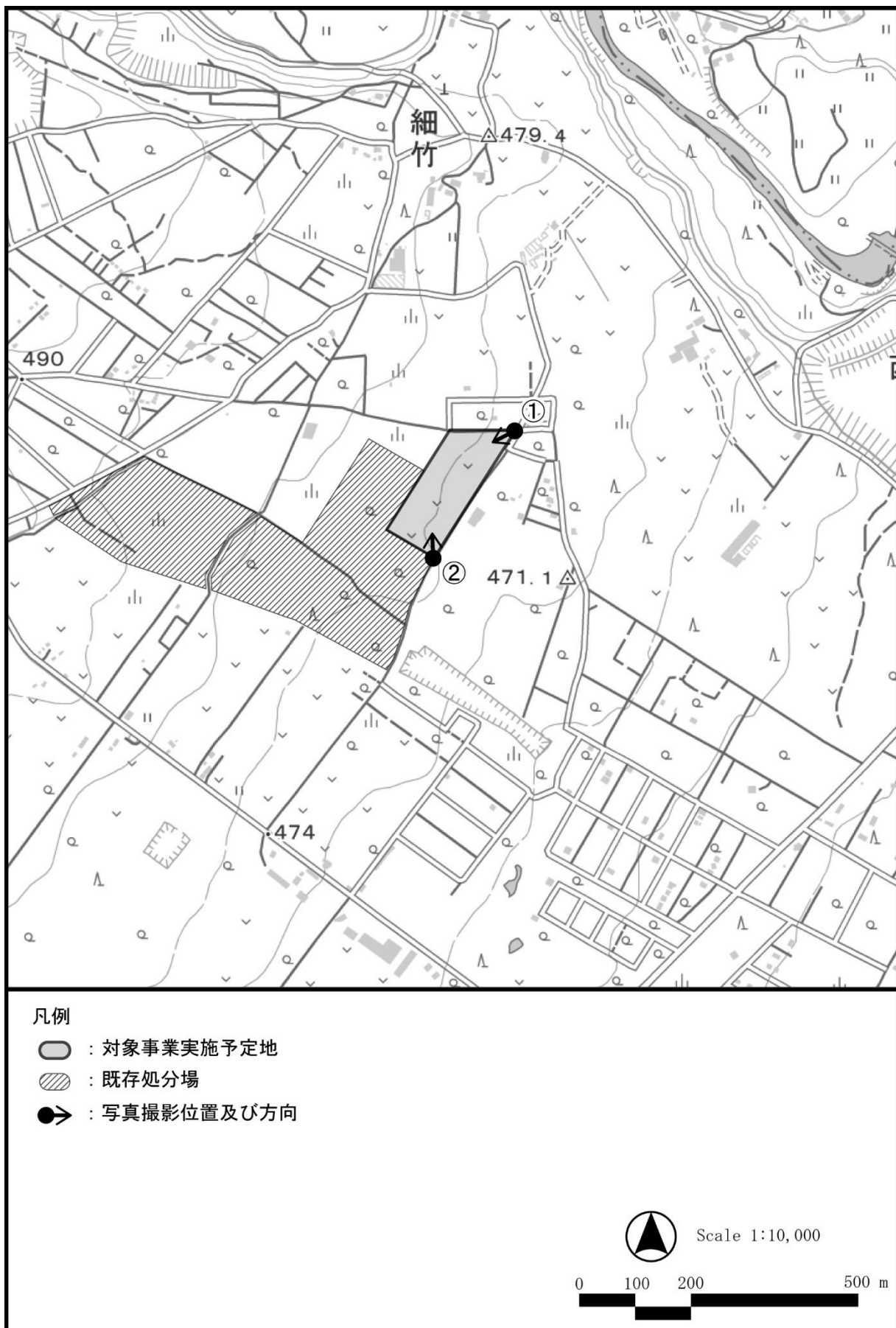
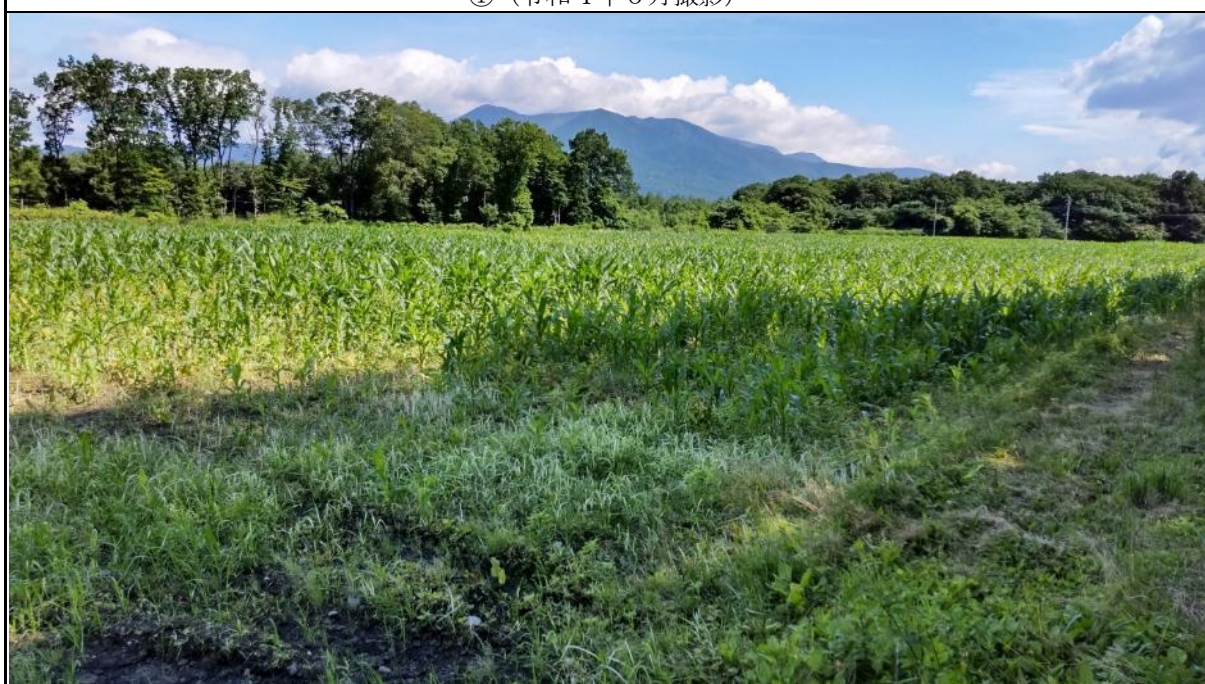


図 2.3-2(1) 対象事業実施予定地の現況



①（令和4年6月撮影）



②（令和4年6月撮影）

注：写真番号は図 2.3-2(1)の番号と対応する。

図 2.3-2(2) 対象事業実施予定地の現況

2.4 対象事業の目的及び内容

2.4.1 事業の目的

国は、廃棄物の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る目的として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日 法律第137号）を定めており、また、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日 法律第110号）をはじめ、各種リサイクル法の整備を行ってきた。

また、栃木県では、表 2.4-1に示す背景をもとに「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」を改正している（平成27年3月17日）。

株式会社IWDは1987年の設立以来、産業廃棄物の収集・処理技術の実績を積み重ね「建設廃棄物処理のトータルマネジメントシステム」という独自のシステムを確立し、建築物の解体から産業廃棄物の最終処分・再生利用までの一連の流れを当グループですべて担っている。

建築物の新築工事、リフォーム工事及び解体工事から排出される廃棄物は、選別や破碎などの様々な中間処理により再資源化を目的として処理されている。しかしながら、再資源化が困難な廃棄物も少なからず排出されているのが実情である。それらを適正処理するためには、技術の進歩がある中でも埋立処分の選択肢は必要といえる。

株式会社IWDグループでは、長年にわたる最終処分場の適切な運営経験がある。循環型社会の形成や環境負荷低減社会への貢献を責務とし、廃棄物を適正処理する施設の維持が求められる中、今回の最終処分場の拡張は社会にとって必要不可欠である。そのためにも、既設処分場が稼働中である現段階で計画および整備することは周辺の環境の負荷を抑えた形態で適切な埋立量が望めることができ、将来に向けた環境社会への安心を確保できるものとする。

表 2.4-1 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱の一部改正の背景

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1)最終処分場の一極集中による周辺環境への悪影響を回避するため、平成8年4月に最終処分場の設置等に係る立地規制（以下「1km規制」という。）を導入し、稼働中の最終処分場等の敷地の周囲1km以内における最終処分場の新規設置及び拡張を規制(2)産業廃棄物の安定型最終処分場については、平成8年4月以降の指導要綱が適用された案件の整備が停滞し、残余容量がひっ迫(3)産業廃棄物の安定型最終処分場の残余容量の確保は喫緊の課題であり、1km規制の見直しは急務 |
|---|

2.4.2 事業の内容

本事業は産業廃棄物最終処分場（安定型）において既存区域を拡張するものである。施設の概要を表 2.4-2に示す。

表 2.4-2 施設の概要

施設名称	産業廃棄物安定型最終処分場
埋立対象物	安定型 5 品目 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
貯留構造	掘り込み式
施設面積	既存施設：132,539.34 m ² 拡張施設：24,000 m ²
埋立面積	既存施設：94,334 m ² 拡張施設：16,000 m ²
埋立容量	既存施設：1,436,947.00 m ³ 拡張施設：284,597.67 m ³

2.5 対象事業の実施に当たり必要な許可、認可、免許その他これらに類する行為の種類及び根拠となる法令、条例等

対象事業の実施に当たり必要な許可、認可、免許その他これらに類する行為の種類及び根拠となる法令、条例等関係する法令、条例等は、表 2.5-1、表 2.5-2に示すとおりである。

表 2.5-1 関係する許認可、免許等

「産業廃棄物処理施設設置に係る事前協議」
「産業廃棄物処理施設変更許可」
「産業廃棄物処理業変更届出」
「開発許可に係る事前協議」
「開発行為許可申請」
「農地転用許可」
「景観計画区域内行為届出」
「一定の規模以上の土地の形質の変更届」
「砂利の採取計画の認可申請」

表 2.5-2 関係する法令、条例等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第137号)
「国土利用計画法」(昭和49年 法律第92号)
「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)
「環境基本法」(平成5年 法律第91号)
「悪臭防止法」(昭和46年 法律第91号)
「土壤汚染対策法」(平成14年 法律第53号)
「景観法」(平成16年 法律第110号)
「農地法」(昭和27年 法律第229号)
「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年 法律第58号)
「砂利採取法」(昭和43年 法律第74号)
「栃木県生活環境の保全等に関する条例」(平成16年10月14日 栃木県条例第40号)
「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」(平成10年6月17日)
「那須塩原市環境影響評価条例」(令和2年9月30日 条例第47号)
「那須塩原市土地開発指導要綱」(平成26年2月5日 告示第18号)
「那須塩原市景観条例」(平成21年12月22日 那須塩原市条例第29号)

2.6 対象事業に係る施設及び工作物の構造又は配置並びに土地利用

本事業は産業廃棄物最終処分場(安定型)において既存区域を拡張するものである。土地利用計画を表 2.6-1、図 2.6-1に示す。

表 2.6-1 土地利用計画

区分	面積 (㎡)	比率 (%)
処分場	16,000	66.67
雨水浸透槽	936	3.90
造成森林	7,064	29.43
計	24,000	100.00

2.7 事業の実施期間及び工法等の工事計画の概要

2.7.1 事業の実施期間

事業の実施期間等は表 2.7-1に示すとおりである。

表 2.7-1 事業の実施期間等

埋立期間	供用開始後約20年間（予定）
稼働日数	300日/年（25日/月）
作業時間	埋立時間：8時間（8:00～17:00 但し 12:00～13:00 除く） 搬出入時間：8時間（8:00～17:00 但し 12:00～13:00 除く）

(1) 埋立計画

既設処分場と同様、自社所有の埋立作業用機械を用いて廃棄物の埋め立てを行う。埋立方式も既存区域と同様のサンドイッチ方式を採用し、廃棄物層 3 mに対して中間覆土0.5m、最終覆土 1 mとする。

また、埋立は十分な期間をかけて、十分に転圧し、埋立後の廃棄物は掘り返しをしない。

なお、埋立作業時間に稼働する作業用機器は、既存区域で使用している機械を使用することとし、その種類等は表 2.7-2に示すとおりである。

表 2.7-2 使用する作業用機械

機械	定格出力 (kW)	台数
振動ローラ CS78B	129.5	1
油圧ショベル 320GC	114	1
コンパクタ 836G	359	1
10 t ダンプトラック	220～380*	1
ホイールローダ 950H	146	1

*：定格出力が様々な複数台から 1 台を使用する。

注）ホイールローダは展開検査場にて稼働する。

(2) 搬入計画

廃棄物運搬車両の搬入台数は、表 2.7-3に示すとおりである。廃棄物運搬車両の主要搬入道路は、図 2.7-1に示すとおり東北自動車道の西那須野塩原ICから国道400号、黒磯板室ICから大田原高林線、那須ICから那須高原線をそれぞれ経由し、矢板那須線を経て、市道戸田縦 3 号線から対象事業実施予定地に入る。

表 2.7-3 搬入計画

廃棄物運搬車両台数	日平均	7 台/日
	日最大	12 台/日
	月最大	194 台/日
搬出入時間		8～17時（搬入時間は8～16時）



図 2.7-1 主要搬入ルート

2.7.2 工法等の工事計画の概要

工事の期間は工事着工後約3年間で予定している。その工事の概要は以下に示すとおりである。

(1) 造成計画

造成は、平地を掘り込み式で行い、造成する法面は安定計算を行う。掘削した土は敷地外の仮置場に運び（運搬ルートは図2.7-3に示すとおり。）、粒度調整を行った後、碎石として販売する。

掘削は、図2.7-2に示すとおり、隣接する既設処分場の法面側から行い、拡張区域の造成を行う。この造成方法を採用することによる環境負荷に関する効果は表2.7-4に示すとおりである。

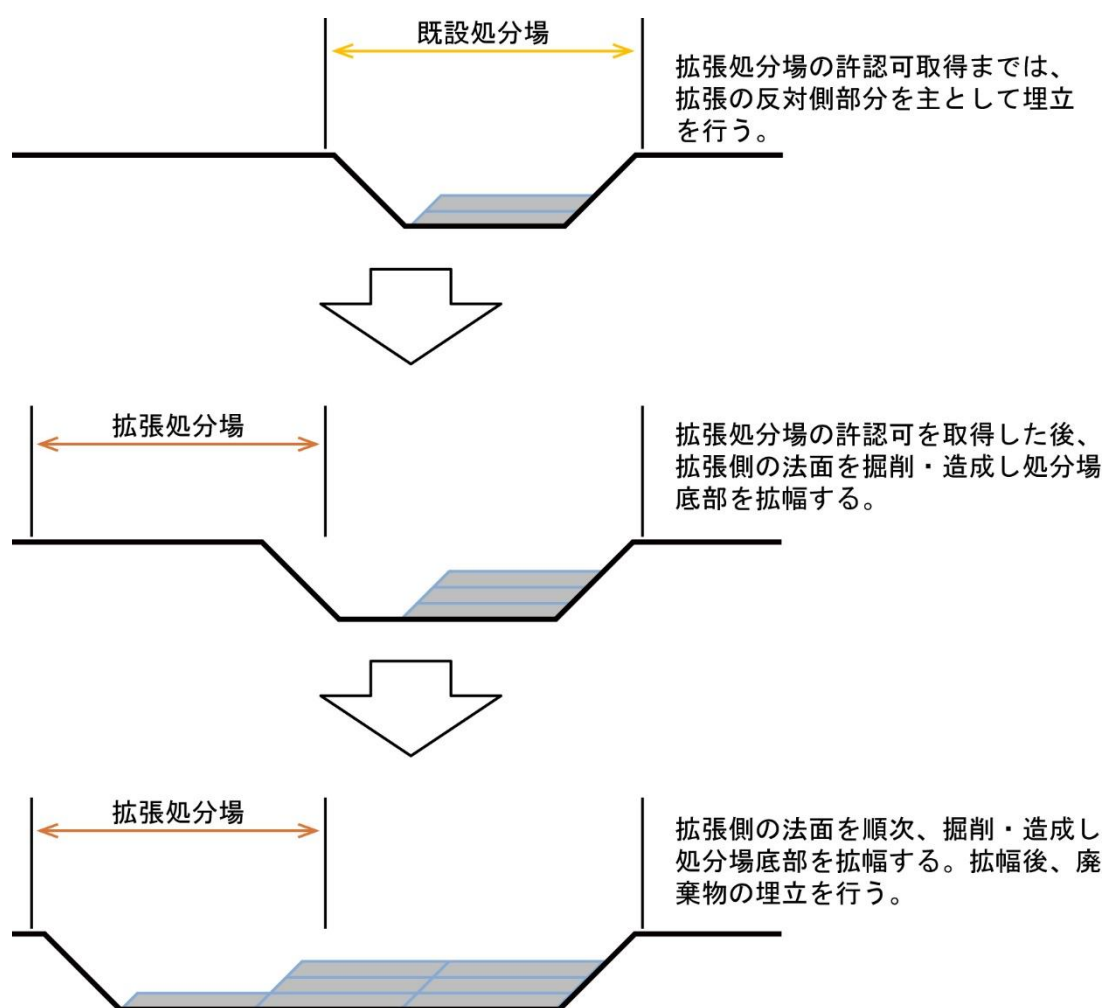


図 2.7-2 拡張モード図

表 2.7-4 環境負荷に関する効果

項目 \ 計画種別	今回計画 (拡張計画)	代替計画 (別途新設した場合)
施設面積 (㎡)	24,000	36,000
埋立容量 (m³)	284,598	284,598
既設法面利用での 埋立容量確保量 (m³)	30,800	0
工事期間指数	1.0	1.5
工事に関する環境負荷率	1.0	1.5
環境負荷に関する効果	代替計画に対して、施設面積は少なく抑えられ、かつ既設法面部の造成で埋立容量に置き換えられ、環境効果率的にも良い。施設面積を抑えることで、工事期間の短縮、重機の稼働率も比例して抑えることができるため、総じて環境負荷は新設の代替地に比べ良いと考える。 拡張計画に対して、施設面積は大きくなる。施設面積が大きくなることで、工事期間は通常、重機の稼働率も通常となる。総じて環境負荷は拡張計画地に比べ悪いと考える。 また、代替地が林地である場合、樹木の面的伐採が必要となり、環境影響上、好ましいとは言えない。	

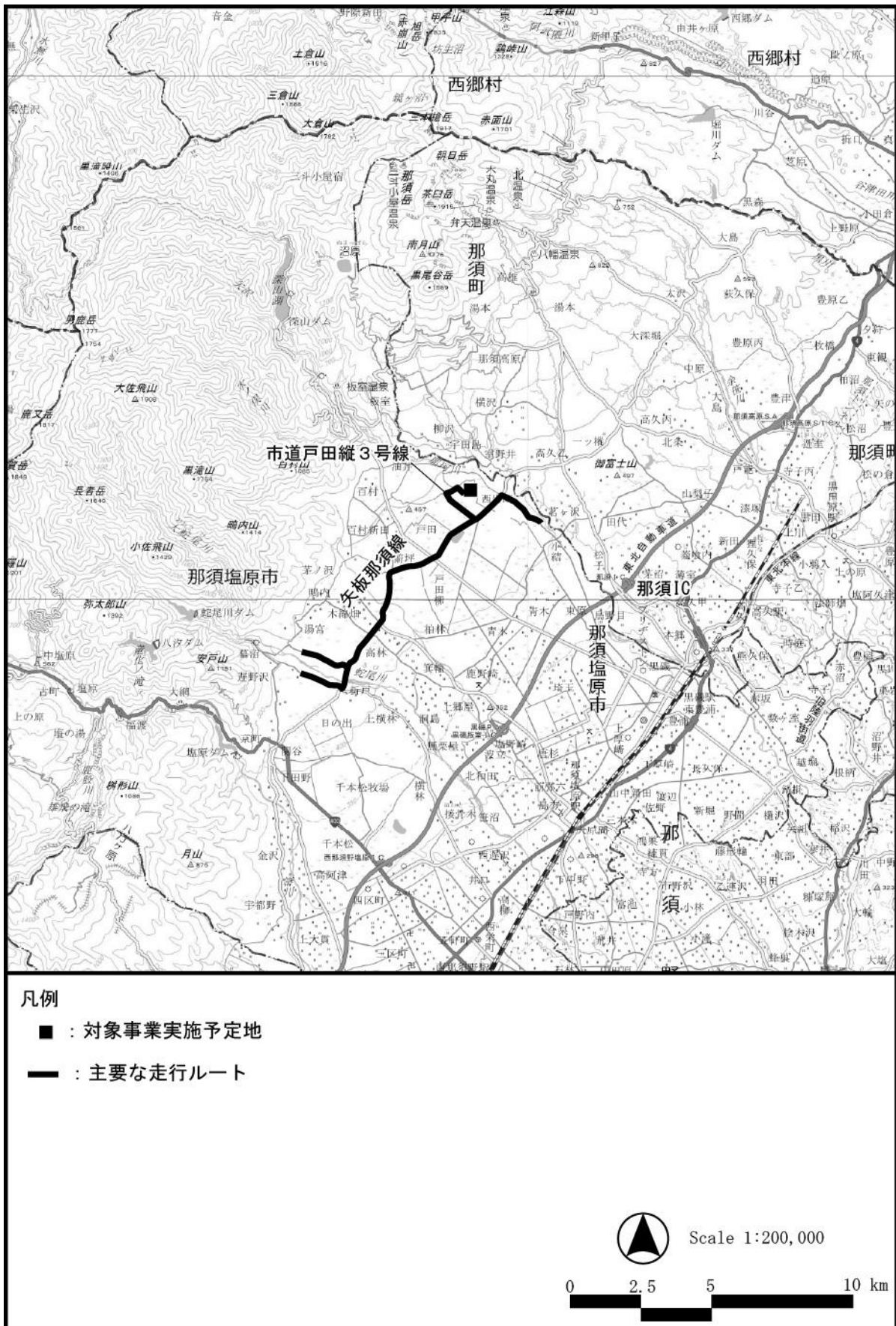


図 2.7-3 掘削土搬出ルート